

伊丹市審議会等の設置及び運営に関する指針（令和6年4月制定）

第1章 総則

（目的）

第1条 この指針は、市民参画と協働によるまちづくりを一層推進するとともに、市政の透明性・公平性の向上及び行政事務の簡素化・効率化に資するため、審議会等の設置及び運営について準拠すべき基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例により市長その他の執行機関等の附属機関として設置するものをいう。

2 この指針において「その他の機関」とは、市民又は学識経験者等で構成され、市の事務について意見又は助言等を聴取するため、規則又は要綱等により設置する会議体の組織のうち、次に掲げる会議体に該当しないものをいう。

（1）市の職員又は関係行政機関の職員のみを構成員とする会議体

（2）関係団体間の連絡調整を主たる活動内容として設置する会議体

3 この指針において「審議会等」とは、附属機関及びその他の機関をいう。

4 この指針において「審議等」とは、審議会等が行う審議、審査又は調査等をいう。

（附属機関の判断基準）

第3条 附属機関として条例で設置すべきものに該当するか否かを判断するための基準は、附属機関として設置することが法律で明確に定められているものを除き、法制事務の手引（平成28年4月制定）における「附属機関の設置基準」によるものとする。

第2章 設置

（審議会等の設置）

第4条 審議会等を新たに設置しようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

（1）行政責任の明確化及び行政の簡素化・効率化に照らし、真に必要なものに限ること。

（2）法律により設置が義務付けられているものを除き、既存の審議会等の活用その他、行政手段により目的が達成できないか十分検討すること。

（3）設置目的、所掌事項又は審議等の対象となる事項（以下「審議事項」という。）が臨時的なものである審議会等を設置しようとする場合には、できる限り設置期限を明示すること。

（審議会等の統廃合）

第5条 既に設置されている審議会等について、次に掲げる基準に該当する場合は、廃止又は統合を検討するものとする。

（1）設置目的が達成されたもの

（2）社会経済情勢や市民ニーズ等の変化により設置の必要性が低下しているもの

（3）活動が著しく不活発で今後も活動の見込みがないもの

- (4) 設置目的及び所掌事項が他の審議会等と類似し、又は重複しているもの
- (5) 他の方法により代替可能なもの
- (6) 法律改正等により、廃止又は統合が可能となったもの
- (7) その他行政の簡素化・効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの

第3章 組織構成

(委員の選任)

第6条 審議会等の委員の選任にあたっては、当該審議会等の設置目的を踏まえて、審議会等の機能が発揮するよう、委員の固定化を防ぎ、清新かつ多様な人材を登用することとし、次の事項に留意するものとする。

- (1) 専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整及び市民の意見の反映等、当該審議会等の目的が達成されるよう、市民各層又は市内外を問わず各界各層の優れた専門的知識又は経験を有する者の中から、適切な人材を選任すること。
- (2) 委員数は、審議会等の効率的な運営の確保を図ることができる適正な人数とし、必要最小限とすること。
- (3) 審議会等への市民の参加については、伊丹市まちづくり基本条例（平成15年伊丹市条例第1号）第14条によるほか、伊丹市審議会等の市民公募制度に関する指針（平成15年10月1日制定。以下「公募指針」という。）の定めるところにより、委員の構成に市民を加えるよう努め、市民委員の選任にあたっては公募指針第4条で定めるところによること。ただし、公募指針第5条第1項第2号の規定により、既に他の審議会等に所属している者は、市民委員に応募することができないため、市民公募委員に選任することができない。なお、地方公営企業管理者が設置する審議会等については、公募指針の適用対象外であるが、公募指針と同様の方法による選任を行うものとする。
- (4) 委員への女性の登用については、市が策定する「伊丹市男女共同参画計画」の定めるところにより、積極的にその選任に努め、性別割合の均等を図ること。
- (5) 年齢層が偏らないようにするとともに、第3号の規定による市民公募委員の選任の場合又はその他特別の事由がある場合（他に代わりとなる適当な人材が見あたらない場合や関係機関・関係団体に対し推薦を依頼し選任する必要がある場合等）を除き、選任時の満年齢が70歳を超えないものとするよう努めること。
- (6) 市の職員は、法令等に定めのある場合又はその他特別の事由がある場合（市の職員の選任が真に必要な場合等）を除き、委員に選任しないこと。
- (7) 既に他の審議会等に所属している者を委員に選任するときは、第3号の規定による市民公募委員の選任を除き、当該選任によりその者が所属することとなる審議会等の数が3を超えないようにすること。ただし、他に代わりとなる適当な人材が見あたらない学識経験者委員等、関係機関・関係団体に対し推薦を依頼し選任された委員又は市の職員のあて職による委員については、この限りではないが、これらの委員の場合であっても、多数の審議会等に選任することのないよう、兼任の防止に努めること。
- (8) 在任期間は、原則として通算10年を超えないこと。
- (9) 委員の推薦を依頼する団体の固定化の回避に努めること。

(選任基準の統括)

第7条 前条に定める審議会等の委員の選任基準については、人事課長が統括する。ただし、前条第3号及び第4号に関しては、両号に係る各主管課長が各々所轄し、人事課長は両号に定める事項を含めた総合調整を行う。

2 人事課長は、選任基準の適合等に資するため、審議会等の主管課長に対し、委員情報等について、所定の方法により報告を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員が審議等の内容に直接の利害関係を有する可能性がある場合には、審議会等の議事から委員を除斥しなければならない。

第4章 運営

(会議の開催の方法)

第9条 会議は、開催場所に参集して行う方法（以下「通常会議」という。）により開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審議会等が必要と認めたときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した会議（以下「オンライン会議」という。）を開催することができる。

(書面による決議)

第10条 審議会等の議事は、軽易な審議事項について会議を開いて討議する必要があると審議会等が認めたときは、会議を開いて決する方法に代えて、審議事項を記載した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）を委員に回付し、それに対する可否を書面により表明することを求める方法（以下「書面決議」という。）により決することができる。

(その他の機関の委員に対する謝礼等の費目)

第11条 通常会議若しくはオンライン会議の出席者又は書面決議において可否を表明した者であってその他の機関の委員に謝礼等を支払う場合は、報償費で支出するものとする。

第5章 公開

(会議の公開)

第12条 審議会等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開とする。

(1) 会議の内容に伊丹市情報公開条例（平成15年伊丹市条例第5号）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる場合

(2) 会議において、行政処分の妥当性に関連する審議等を行う場合

(3) 円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

2 前項第1号又は第2号の場合において、伊丹市情報公開条例第7条の各号のいずれかに該当する情報又は行政処分の妥当性に関連する審議事項を他の審議等の内容と容易に分離できるときは、当該情報又は審議事項に係る部分を除いて公開を行うものとする。

3 審議会等は、会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開の方法)

第13条 審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、傍聴に関する手続及び遵守事項は、会長が別に定める。

2 前項に定める審議会等の会議の公開のうち、オンライン会議の公開は、原則として、出席者又は事務局の職員の一部が所在する開催場所に傍聴席を設ける方法又は開催場所とは別の会議室等に設置した情報機器に当該会議の映像及び音声を当該会議の進行と同時間的に映し出すことにより視聴に供する方法によるものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、視聴者が視聴者の使用に係る情報機器を用いてインターネットを介して当該会議の映像及び音声を当該会議の進行と同時間的に視聴できる手段を視聴者に提供する方法により公開を行うことができる。

(会議録)

第14条 会議録は、会長が作成する。

2 会議録には次の事項を記載する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) オンライン会議を開催したときは、その旨
- (3) 出席した委員、臨時委員、専門委員及び関係人の氏名
- (4) 議題及びその内容
- (5) 議事の要旨
- (6) 議決事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

3 会議録は、事務局において保存する。

4 書面決議を行った場合は、その旨の記録を作成すること。

(審議会等設置の周知)

第15条 執行機関等は、審議会等を設置したときは、速やかに、市の公式ホームページ(地方公営企業の公式ホームページを含む。以下「ホームページ」という。)等に次に掲げる事項を登載し、市民に周知するものとする。ただし、第4号に掲げる事項については、非公開情報が含まれる場合はこの限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 審議会等の所掌事項
- (3) 委員の人数及び任期
- (4) 委員名簿
- (5) 担当課連絡先

(会議開催の周知)

第16条 執行機関等は、審議会等が開催されるときは、会議開催予定日の1週間前までに次に掲げる事項をホームページ等に登載し、市民に周知するものとする。ただし、緊急に開催される会議については、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) オンライン会議が開催されるときは、その旨
- (4) 議題
- (5) 傍聴の可否及び非公開とする場合はその理由

- (6) 傍聴の定員及び傍聴の受付方法
- (7) 前号に規定する傍聴に関する事項の概要
- (8) 連絡先

2 書面決議を行う場合は、書面決議を行う予定日の1週間前までに次に掲げる事項をホームページ等に登載し、市民に周知するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 書面決議を行う旨及び予定日
- (3) 書面決議を行う議題
- (4) 連絡先

(会議録等の公開)

第17条 執行機関等は、審議会等から会議録の写し又は答申書等（以下「会議録等」という。）の提出を受けたときは、速やかに、次に掲げる方法によりその内容を公開するものとする。ただし、会議録の内容に非公開情報が含まれている場合を除く。

- (1) ホームページへの登載
- (2) 前号に掲げるもののほか、執行機関等が適切と認める方法

2 前項ただし書きの場合において、非公開情報を会議録等の他の内容と容易に分離できるときは、当該情報に係る部分を除いて公開するものとする。

3 第1項ただし書の規定により会議録等を公開せず、又は部分公開とするときは、執行機関等は、その旨及びその理由をホームページ等に登載するものとする。

(審議会等の一覧表の公表)

第18条 市長は、市民が審議会等の設置状況等について知ることができるよう、審議会等の一覧表をホームページ上に公表するほか、必要な措置を講ずるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この指針は、令和6年4月1日から施行する。

(伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針の廃止)

2 伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針(平成13年11月1日制定)は、廃止する。